



栃木県公報

令和7(2025)年
12月23日(火)
第667号

目 次

告 示

○栃木県一般会計補正予算	925
○栃木県一般会計補正予算等	927
○生活保護法による指定介護機関の名称等の変更	937
○生活保護法による指定医療機関の事業の廃止	938
○予定保安林	939
○特定農業用ため池の指定の解除	939
○道路の区域の変更	939

選挙管理委員会

○政治資金規正法に基づく政治団体の設立の告示	940
○政治資金規正法に基づく政治団体の異動の告示	941
○政治資金規正法に基づく政治団体の解散の告示	943
○政治資金規正法に基づく資金管理団体の指定の告示	944
○政治資金規正法に基づく資金管理団体の異動の告示	944
○政治資金規正法に基づく資金管理団体の指定の取消しの告示	944

調達等公告

○技術提案書の提出に関する公告(特定調達公告)	944
○入札公告(特定調達公告)	947
○同	949

告 示

栃木県告示第531号

令和7年度栃木県一般会計補正予算(第5号)については、令和7(2025)年12月12日成立したので、その要領を次のとおり公表する。

令和7(2025)年12月23日

栃木県知事 福田富一

令和7年度栃木県一般会計補正予算(第5号)

今回の補正予算は、年末年始における救急搬送患者の受入体制の強化など、当面する緊要な課題に適切に対処することとして編成したものである。

補正予算の総額は、1億1,073万円の増額となり、既定予算が9,326億5,335万円であったので、補正後の予算総額は、9,327億6,408万円となった。

歳入及び歳出の補正額の内訳並びに主な事業の内容は、それぞれ次のとおりである。

1 歳入

(単位 千円)

款	既定予算額 (A)	補正額 (B)	補正後 (A + B)
1 県 税	273,000,000		273,000,000
2 地方消費税清算金	109,836,000		109,836,000

3 地 方 譲 与 税	46,100,000		46,100,000
4 地 方 特 例 交 付 金	1,300,000		1,300,000
5 地 方 交 付 税	151,000,000		151,000,000
6 交通 安全 対策 特別 交付 金	600,000		600,000
7 分 担 金 及 び 負 担 金	4,492,199		4,492,199
8 使 用 料 及 び 手 数 料	9,878,988		9,878,988
9 国 庫 支 出 金	98,140,397	64,330	98,204,727
10 財 産 収 入	1,685,256		1,685,256
11 寄 附 金	95,862		95,862
12 繰 入 金	31,271,545	24,000	31,295,545
13 繰 越 金	1,911,322	22,400	1,933,722
14 諸 収 入	142,145,781		142,145,781
15 県 債	61,196,000		61,196,000
合 計	932,653,350	110,730	932,764,080

2 歳出

(単位 千円)

款	既定予算額 (A)	補正額 (B)	補正後 (A + B)
1 議 会 費	1,577,860		1,577,860
2 総 務 費	43,166,941		43,166,941
3 民 生 費	117,468,602		117,468,602
4 衛 生 費	67,930,589	48,000	67,978,589
5 労 働 費	1,900,372		1,900,372
6 農 林 水 産 業 費	36,679,884	62,730	36,742,614
7 商 工 費	132,589,665		132,589,665
8 土 木 費	78,832,585		78,832,585
9 警 察 費	47,875,751		47,875,751
10 教 育 費	189,364,708		189,364,708
11 災 害 復 旧 費	2,623,673		2,623,673
12 公 債 費	99,853,520		99,853,520
13 諸 支 出 金	112,289,200		112,289,200
14 予 備 費	500,000		500,000
合 計	932,653,350	110,730	932,764,080

3 歳出(性質別)

(単位 千円)

区 分	既定予算額 (A)	補正額 (B)	補正後 (A + B)
1 職 員 費	202,697,860		202,697,860
2 公 共 事 業 費	54,744,267		54,744,267

3 建 設 事 業 費	67,480,311	48,330	67,528,641
4 公 債 償 還 費	99,853,520		99,853,520
5 主 要 義 務 費	142,194,832		142,194,832
6 税 交 付 金 等	112,289,200		112,289,200
7 一 般 行 政 費	97,702,218	55,000	97,757,218
8 受 託 事 務 費	3,006,096		3,006,096
9 県 単 補 助 金	18,247,384	7,400	18,254,784
10 県 単 貸 付 金	126,560,076		126,560,076
11 災 害 復 旧 費	2,547,895		2,547,895
12 直 輄 事 業 負 担 金	5,329,691		5,329,691
合 計	932,653,350	110,730	932,764,080

部局別主要事業

(単位 千円)

事 業 名	予 算 額	説 明
[保健福祉部] 1 年末年始救急搬送患者受入促進事業費	24,000	年末年始において救急搬送患者を受け入れた医療機関に対する助成 ・補助対象者 二次・三次救急医療機関 ・補助額 4千円/件
2 地域医療介護総合確保基金積立金	24,000	医療介護提供体制改革推進交付金による基金の積立に要する経費の補正 (補正前) 2,383,147 → (補正後) 2,407,147 ・目的 年末年始における救急搬送患者受入医療機関への助成
[環境森林部] 3 緊急獣害対策支援事業費	7,000	渡良瀬遊水地において急増するイノシシの捕獲に向けた市町支援に要する経費 ・対象市町 栃木市、小山市、野木町 ・事業内容 箱わな、捕獲通報装置等の貸与
[農政部] 4 農地利用効率化等支援事業費	55,730	令和7年9月3日の突風及び降ひょう等により被害を受けた農業用ハウス等の修繕・再取得等に対する助成 ・事業主体 市町 ・補助率 国3/10、県0.5/10、市町0.5/10

栃木県告示第532号

令和7年度栃木県一般会計補正予算（第6号）等については、令和7（2025）年12月12日成立したので、その要領を次のとおり公表する。

令和7（2025）年12月23日

栃木県知事 福田富一

1 令和7年度栃木県一般会計補正予算（第6号）

今回の補正予算は、国の「強い経済」を実現する総合経済対策」に呼応し、物価高騰による家計負担の軽減をはじめとして、中小企業者や農業者、医療機関・社会福祉施設等に対する支援を行うとともに、防災・減災・国土強靭化に向けた公共事業の速やかな執行を図るなど、必要な対策を迅速かつ適切に講じるもの

のである。また、去る10月9日付けの人事委員会勧告に基づく一般職の給与改定等に要する経費を計上することとして編成したものである。

補正予算の総額は、677億2,104万円の増額となり、既定予算が9,327億6,408万円であったので、補正後の予算総額は、1兆4億8,512万円となった。

歳入及び歳出の補正額の内訳並びに主な事業の内容は、それぞれ次のとおりである。

(1) 歳入

(単位 千円)

款	既定予算額 (A)	補正額 (B)	補正後 (A+B)
1 県 税	273,000,000		273,000,000
2 地方消費税清算金	109,836,000		109,836,000
3 地方譲与税	46,100,000		46,100,000
4 地方特例交付金	1,300,000		1,300,000
5 地方交付税	151,000,000		151,000,000
6 交通安全対策特別交付金	600,000		600,000
7 分担金及び負担金	4,492,199	3,212,798	7,704,997
8 使用料及び手数料	9,878,988		9,878,988
9 国庫支出金	98,204,727	39,976,022	138,180,749
10 財産収入	1,685,256		1,685,256
11 寄附金	95,862		95,862
12 繰入金	31,295,545	426	31,295,971
13 繰越金	1,933,722	3,350,794	5,284,516
14 諸収入	142,145,781		142,145,781
15 県債	61,196,000	21,181,000	82,377,000
合計	932,764,080	67,721,040	1,000,485,120

(2) 歳出

(単位 千円)

款	既定予算額 (A)	補正額 (B)	補正後 (A+B)
1 議会費	1,577,860	11,841	1,589,701
2 総務費	43,166,941	867,554	44,034,495
3 民生費	117,468,602	6,757,576	124,226,178
4 衛生費	67,978,589	2,013,921	69,992,510
5 労働費	1,900,372	133,763	2,034,135
6 農林水産業費	36,742,614	11,569,480	48,312,094
7 商工費	132,589,665	1,064,026	133,653,691
8 土木費	78,832,585	42,184,366	121,016,951
9 警察費	47,875,751	468,991	48,344,742
10 教育費	189,364,708	2,649,522	192,014,230
11 災害復旧費	2,623,673		2,623,673

12 公 債 費	99,853,520		99,853,520
13 諸 支 出 金	112,289,200		112,289,200
14 予 備 費	500,000		500,000
合 計	932,764,080	67,721,040	1,000,485,120

(3) 歳出(性質別)

(単位 千円)

区 分	既 定 予 算 額 (A)	補 正 額 (B)	補 正 後 (A + B)
1 職 員 費	202,697,860	3,418,253	206,116,113
2 公 共 事 業 費	54,744,267	49,124,229	103,868,496
3 建 設 事 業 費	67,528,641	3,752,745	71,281,386
4 公 債 償 還 費	99,853,520		99,853,520
5 主 要 義 務 費	142,194,832	8,133	142,202,965
6 税 交 付 金 等	112,289,200		112,289,200
7 一 般 行 政 費	97,757,218	6,085,128	103,842,346
8 受 託 事 務 費	3,006,096	2,702	3,008,798
9 県 単 補 助 金	18,254,784	5,229,850	23,484,634
10 県 単 貸 付 金	126,560,076		126,560,076
11 災 害 復 旧 費	2,547,895		2,547,895
12 直 轄 事 業 負 担 金	5,329,691	100,000	5,429,691
合 計	932,764,080	67,721,040	1,000,485,120

部局別主要事業

(単位 千円)

事 業 名	予 算 額	説 明
[経営管理部] 1 私立学校エネルギー価格高騰対策支援事業費	24,351	私立学校における電気料金等の高騰分に対する助成 ・対象校 58校（小学校、中学校、高等学校、専修学校等）
[生活文化スポーツ部] 2 消費者行政活性化推進事業費	7,200	消費者啓発の推進に要する経費の補正 (補正前) 83,277 → (補正後) 90,477 ・事業内容 悪質商法の被害防止に向けた啓発
[保健福祉部] 3 医療機関・社会福祉施設等エネルギー価格等高騰対策支援事業費	2,848,125	医療機関・社会福祉施設等における電気料金等の高騰分に対する助成に要する経費 1 医療機関・社会福祉施設等物価高騰対策支援事業費 1,169,110 (1)医療機関等物価高騰対策支援事業費 579,162 ・補助額 3万円/床（三次救急医療機関） 2.2万円/床（二次救急医療機関） 1.4万円/床（病院、有床診療所）

			4.8万円/施設（無床診療所、歯科診療所、助産所） 2.4万円/施設（訪問看護ステーション等） (2)保険薬局物価高騰対策支援事業費 28,230 ・補助額 3万円/施設
			(3)保護施設物価高騰対策支援事業費 1,032 ・補助額 6千円/定員（救護施設） 3.6万円/施設（授産施設）
			(4)介護施設等物価高騰対策支援事業費 352,160 ・補助額 8千円/定員（入所系） 7.2万円/施設（通所系） 2.4万円/施設（訪問系・短期系）
			(5)障害福祉施設等物価高騰対策支援事業費 154,912 ・補助額 8千円/定員（入所系） 4.8万円/施設（通所系） 2.4万円/施設（訪問系・相談系）
			(6)保育施設等物価高騰対策支援事業費 52,648 ・補助額 8千円/定員（児童養護施設等） 5.2万円/施設（私立幼稚園、認定こども園等） 4千円/施設（里親）
			(7)一般公衆浴場物価高騰対策支援事業費 966 ・補助額 21.7万円/施設（燃料費） 1.4万円/施設（電気料）
		2	社会福祉施設等車両燃料費高騰対策事業費 232,504 ・対象施設 医療機関（訪問看護ステーション等）、保護施設、介護施設、障害福祉施設、私立幼稚園、認定こども園、在宅訪問薬局等 ・補助額 8千円/台（訪問利用車両） 12千円/台（通所利用車両）
		3	医療機関・社会福祉施設等食材料費高騰対策支援事業費 1,407,866 (1)医療機関食材料費高騰対策支援事業費 176,540 ・補助額 8.1千円/床 (2)社会福祉施設等食材料費高騰対策支援事業費 1,231,326 ・対象施設 救護施設、介護施設、障害福祉施設、児童養護施設等 ・補助額 20.9千円/定員（入所系） 6.9千円/定員（通所系）
		4	支給事務費 38,645
4	看護師養成施設等 エネルギー価格高騰 対策支援事業費	565	看護師養成施設等における電気料金等の高騰分に対する助成 ・対象施設 10施設（看護師養成施設、准看護師養成施設、歯科衛生士養成施設、介護福祉士養成施設）
5	医療機関等 物価高騰・処遇改善 支援事業費	1,104,556	医療機関・薬局における従事者の処遇改善や診療に必要な経費に係る物価上昇対策に対する助成に要する経費 1 医療機関等物価高騰・医療従事者処遇改善支援事業費 895,283 ・対象施設 有床診療所、無床診療所、歯科診療所、訪問看護ステーション ・補助限度額 8.5万円/床（有床診療所）

		<p>32万円/施設（無床診療所、歯科診療所） 22.8万円/施設（訪問看護ステーション） 2 薬局物価高騰・処遇改善支援事業費 186,570 　・対象施設 保険薬局 　・補助限度額 23万円/施設 3 支給事務費 22,703</p>
6 社会福祉施設人材確保・職場環境改善等事業費	3,840,000	<p>賃上げや生産性向上、職場環境の改善に取り組む介護事業所等に対する助成 　・補助率 国10/10 　・補助対象 介護職員等の賃上げ、職場環境改善に要する経費 1 介護人材確保・職場環境改善等事業費 2,900,000 2 障害福祉人材確保・職場環境改善等事業費 940,000</p>
7 介護施設等サービス継続支援事業費	433,316	<p>介護施設等における食料品等の購入に対する助成 　・補助限度額 18千円/定員</p>
8 介護事業所等サービス継続支援事業費	380,654	<p>介護事業所等における設備・備品等の購入に対する助成 　・補助限度額 20万円/施設（介護事業所・施設（訪問介護、通所介護、施設系を除く）） 50万円/施設（訪問介護事業所） 40万円/施設（通所介護事業所） 6千円/定員（施設系）</p>
[環境森林部] 9 クマ総合対策事業費	7,082	<p>クマによる人身被害や農林業被害を軽減するための出没防止対策等に要する経費の補正 (補正前) 2,507 → (補正後) 9,589 ・事業内容 捕獲資機材の購入、動画作成、クマ出没対応訓練等</p>
10 林業・木材産業体质強化事業費	1,474,757	<p>県が策定した「体质強化・花粉削減計画」に基づく川上から川下までの生産性向上等に要する経費 1 林業・木材産業国際競争力強化総合対策事業費 1,171,340 　・事業主体 製材事業者、森林組合等 　・補助率 1/2以内（間伐及び路網整備は定額） (1)間伐材生産力強化事業費 526,000 (2)路網整備事業費 234,000 (3)高性能林業機械整備事業費 11,340 (4)木材加工流通施設等整備事業費 400,000 2 燃油・資材の森林由来資源への転換等対策事業費 100,147 (1)木質バイオマスエネルギー転換促進施設整備事業費 85,000 　・事業主体 製材事業者等 　・補助率 1/2以内 (2)特用林産生産資材高騰対策事業費 15,147 　・事業主体 きのこ生産者 　・補助対象 次期生産に必要な資材の購入 　・補助率 定額 3 花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策事業費 203,270 　・事業主体 製材事業者、森林組合等</p>

		<p>・補助率 1/2以内（路網整備及び花粉の少ない森林への転換は定額）</p> <p>(1)路網整備事業費 126,000 (2)高性能林業機械整備事業費 74,560 (3)花粉の少ない森林への転換促進事業費 2,710</p>
[産業労働観光部] 11 LPガス料金激変緩和対策事業費	657,000	<p>一般家庭等のLPガス料金の高騰分に対する助成に要する経費の補正</p> <p>(補正前) 349,000 → (補正後) 1,006,000 1 LPガス料金激変緩和対策補助金 616,000 ・補助対象者 LPガス販売業者 ・補助額 1,100円/世帯・者 2 支給事務費 41,000</p>
12ものづくり産業生産性向上支援事業費	100,092	<p>米国関税措置の影響を受けるものづくり中小企業者等への支援に要する経費の補正</p> <p>(補正前) 101,107 → (補正後) 201,199 1 生産性向上支援補助金 100,000 ・補助対象 機械装置費、工事費、システム導入費等 ・補助率 中小企業 1/2以内 中堅企業 1/3以内 ・補助限度額 10,000 2 事業可能性評価委員会開催費 92</p>
13日本酒用原料米価格高騰緊急対策事業費	92,908	<p>日本酒用原料米価格の高騰により影響を受ける清酒醸造業者に対する助成</p> <p>・補助率 1/2以内 ・補助限度額 酒造好適米（県内産） 5,815円/60kg 加工用米（県内産） 5,700円/60kg</p>
14特別高圧受電中小企業等支援事業費	81,000	<p>特別高圧の電気料金の高騰により影響を受ける中小企業者等に対する助成に要する経費の補正</p> <p>(補正前) 54,000 → (補正後) 135,000 ・補助対象者 特別高圧で受電する中小企業者、商業施設等運営企業、工業団地協同組合 ・補助期間 令和8(2026)年1月～3月 ・補助額 1、2月分 2.3円/kWh 3月分 0.8円/kWh</p>
15物価高騰対策専門家派遣事業費	4,519	<p>中小企業者等への専門家派遣による経営再建支援に要する経費</p> <p>・事業内容 専門家派遣による相談、金融機関等との調整支援</p>
16とちぎ賃上げ環境整備促進事業費	121,500	<p>賃上げ及び生産性の向上に取り組む中小企業者等に対する助成</p> <p>・補助対象 機器・設備導入費、システム導入費等 ・補助率 1/2以内 ・補助限度額 2,000</p>
[農政部] 17とちぎの水産業飼料高騰緊急支援事業費	9,599	<p>飼料価格の高騰により影響を受ける養殖漁業者に対する助成</p> <p>・補助対象 配合飼料の価格高騰相当分から漁業経営セーフティネット制度による補填額を控除した額 ・補助率 1/2以内</p>

18とちぎの漁業者 エネルギー価格高騰 緊急支援事業費	5,718	電気料金の高騰により影響を受ける養殖漁業者に対する助成 ・補助対象 電気料金の価格高騰相当分 ・補助率 1/2以内
19新規就農者経営継承 ・発展緊急支援 事業費	144,000	新規就農者の経営継承や発展に向けた機械導入等に対する助成 1世代交代円滑化タイプ 54,000 ・補助対象 農業用施設等の修繕等の経営資源の有効利用や専門家の活用等の円滑な経営継承に向けた取組、農業用機械・施設の導入等 ・補助率 (ソフト) 国1/3、県1/6 (ハード) 国1/2、県1/4 2初期投資促進タイプ 90,000 ・補助対象 農業用機械・施設の導入等 ・補助率 国1/2、県1/4
20担い手確保・経営 強化支援事業費	300,000	地域の中核となる担い手の農地引受けの向上や経営発展等に必要な農業用機械・施設等の導入に対する助成 1担い手確保・経営強化支援対策事業費 220,000 ・補助対象者 地域計画に位置づけられた認定農業者等 ・補助率 1/2以内 2地域農業構造転換支援対策事業費 80,000 ・補助対象者 目標集積率が6割以上の地域計画に位置づけられた認定農業者等 ・補助率 (購入) 3/10以内、(リース) 定額
21とちぎの施設園芸 エネルギー価格高騰 緊急支援事業費	121,900	電気料金や燃油価格の高騰により影響を受ける施設園芸生産者に対する助成 ・補助率 1/2以内 1電気料金高騰対応施設園芸生産支援事業費 21,400 ・補助対象者 通年でヒートポンプを使用する施設園芸生産者 2燃油価格高騰対応省エネ支援事業費 100,500 ・補助対象 多層カーテン、多段サーモスタッフ、循環扇等
22競争力強化生産総合 対策費	805,970	产地の競争力強化を目的とした共同利用施設の整備等に対する助成に要する経費の補正 (補正前) 1,429,000 → (補正後) 2,234,970 1新基本計画実装・農業構造転換支援事業費 710,400 ・事業主体 農業協同組合、農事組合法人等 ・補助対象 穀類乾燥調製貯蔵施設等 ・補助率 1/2 2農業支援サービス事業緊急拡大支援事業費 91,000 ・事業主体 農業支援サービス事業体 ・補助対象 農業支援サービスの展開に必要なスマート農業機械等 ・補助率 (ソフト) 定額、(ハード) 1/2 3畑作物产地生産体制確立・強化緊急対策事業費 4,570 ・事業主体 農業者の組織する団体等 ・補助対象 湿害対策技術の導入に必要な機械等 ・補助率 (ソフト) 定額、(ハード) 1/2

23畑作物本作化推進事業費	56,238	水田における畑作物の本作化に向けた取組等に対する助成 ・補助率 定額 1 畑作物产地形成促進事務費 5,000 ・事業主体 地域農業再生協議会等 ・補助対象 麦・大豆、高収益作物等の導入・定着のための低コスト生産等の取組に係る事務費 2 転換作物定着促進事業費 51,238 ・事業主体 市町、地域農業再生協議会等 ・補助対象 団地化に向けた関係者間の農地利用調整、畠地化協力金等
24養蜂経営安定化物価高騰緊急支援事業費	1,969	飼料や薬剤価格の高騰により影響を受ける養蜂家に対する助成 ・補助率 定額
25畜産競争力強化対策事業費	940,000	畜産・酪農の収益力及び生産基盤の強化を図るための施設整備に対する助成に要する経費の補正 (補正前) 635,000 → (補正後) 1,575,000 ・事業主体 畜産クラスター協議会 ・補助率 1/2
26飼料高騰対策緊急支援事業費	376,237	粗飼料価格の高騰により影響を受ける畜産農家に対する助成 ・補助額 乳用牛 7,400円/頭
27食肉流通安定化物価高騰対策事業費	25,696	(株) 栃木県畜産公社における電気料金等の高騰分に対する助成 ・補助率 1/2 以内
[県土整備部]		
28地域公共交通等支援事業費	273,220	燃料価格の高騰により影響を受ける地域公共交通事業者等に対する支援金の支給に要する経費 1 タクシー・貸切バス事業者支援事業費 193,000 ・補助対象者 タクシー事業者、貸切バス事業者 ・補助額 タクシー LPガス車 52千円/台 ガソリン車 35千円/台 貸切バス 119千円/台 2 路線バス運行支援事業費 80,220 ・補助対象者 路線バス事業者 ・補助額 191千円/台
29貨物自動車運送事業者緊急支援事業費	505,500	燃料価格の高騰により影響を受ける県内貨物自動車運送事業者に対する支援金の支給に要する経費 1 支援金 500,000 ・補助額 25千円/台 (一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業) ・補助上限 100台/事業者 2 支給事務費 5,500
[警察本部]		
30交通安全施設整備費	42,660	交通安全施設の整備に要する経費の補正 (補正前) 1,935,119 → (補正後) 1,977,779 ・事業内容 信号灯器LED化 15式

〔共通事項〕			
31 公共事業費	49,124,229	1 環境森林部	736,107
		(補正前) 4,213,658 → (補正後) 4,949,765	
		・治山	285,778
		・林道	4,821
		・森林整備	344,208
		・自然公園等	90,000
		・その他	11,300
		2 農政部	6,348,753
		(補正前) 8,807,236 → (補正後) 15,155,989	
		・土地改良	
		3 県土整備部	42,039,369
		(補正前) 41,723,373 → (補正後) 83,762,742	
		・道路	23,685,714
		・河川・砂防	8,913,644
		・都市計画	9,077,323
		・住宅	362,688

2 令和7年度栃木県国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

今回の補正予算は、給与改定による職員給与費の増に伴うものであり、補正予算の額は216万円の増額となり、既定予算が1,717億9,760万円であったので、補正後の予算総額は、1,717億9,976万円となった。

歳入及び歳出の補正額の内訳は、それぞれ次のとおりである。

(1) 歳入

(単位 千円)

款	既定予算額 (A)	補正額 (B)	補正後 (A + B)
1 分担金及び負担金	51,716,955		51,716,955
2 国庫支出金	47,086,779		47,086,779
3 財産収入	7,142		7,142
4 繰入金	11,963,968	2,160	11,966,128
6 諸収入	61,022,756		61,022,756
合計	171,797,600	2,160	171,799,760

(2) 歳出

(単位 千円)

款	既定予算額 (A)	補正額 (B)	補正後 (A + B)
1 国民健康保険事業費	171,797,600	2,160	171,799,760
合計	171,797,600	2,160	171,799,760

3 令和7年度栃木県営林事業特別会計補正予算（第1号）

今回の補正予算は、給与改定による職員給与費の増に伴うものであり、補正予算の額は149万円の増額となり、既定予算が3億4,549万円であったので、補正後の予算総額は、3億4,698万円となった。

歳入及び歳出の補正額の内訳は、それぞれ次のとおりである。

(1) 歳入

(単位 千円)

款	既定予算額 (A)	補正額 (B)	補正後 (A + B)
1 使用料及び手数料	11,627		11,627

2 国 庫 支 出 金	10,640		10,640
3 財 産 収 入	72,400		72,400
4 繰 入 金	179,761	1,490	181,251
5 繰 越 金	69,068		69,068
6 諸 収 入	1,994		1,994
合 計	345,490	1,490	346,980

(2) 歳出

(単位 千円)

款	既定予算額 (A)	補正額 (B)	補正後 (A + B)
1 県営林事業費	172,328	1,490	173,818
2 公債費	172,862		172,862
3 予備費	300		300
合 計	345,490	1,490	346,980

4 令和7年度栃木県流域下水道事業会計補正予算（第2号）

今回の補正予算は、給与改定による職員給与費の増に伴うものであり、その内容は次のとおりである。

(単位 千円)

区分	収入			支出		
	補正前の額	補正額	計	補正前の額	補正額	計
収益的収支	10,135,000		10,135,000	9,957,940	3,460	9,961,400
資本的収支	3,586,000		3,586,000	4,479,000	3,240	4,482,240
計	13,721,000		13,721,000	14,436,940	6,700	14,443,640

5 令和7年度栃木県電気事業会計補正予算（第2号）

今回の補正予算は、給与改定による職員給与費の増に伴うものであり、その内容は次のとおりである。

(単位 千円)

区分	収入			支出		
	補正前の額	補正額	計	補正前の額	補正額	計
収益的収支	3,964,000		3,964,000	3,024,950	15,180	3,040,130
資本的収支	1,045,000		1,045,000	2,143,540	240	2,143,780
計	5,009,000		5,009,000	5,168,490	15,420	5,183,910

6 令和7年度栃木県水道事業会計補正予算（第2号）

今回の補正予算は、給与改定による職員給与費の増に伴うものであり、その内容は次のとおりである。

(単位 千円)

区分	収入			支出		
	補正前の額	補正額	計	補正前の額	補正額	計
収益的収支	2,083,110	150	2,083,260	1,973,210	8,050	1,981,260
資本的収支	94,000		94,000	1,397,000		1,397,000
計	2,177,110	150	2,177,260	3,370,210	8,050	3,378,260

7 令和7年度栃木県工業用水道事業会計補正予算（第1号）

今回の補正予算は、給与改定による職員給与費の増に伴うものであり、その内容は次のとおりである。

(単位 千円)

区分	収 入			支 出		
	補正前の額	補 正 額	計	補正前の額	補 正 額	計
収益的収支	890,000		890,000	813,000	1,870	814,870
資本的収支	12,000		12,000	238,000		238,000
計	902,000		902,000	1,051,000	1,870	1,052,870

8 令和7年度栃木県用地造成事業会計補正予算（第1号）

今回の補正予算は、給与改定による職員給与費の増に伴うものであり、その内容は次のとおりである。

(単位 千円)

区分	収 入			支 出		
	補正前の額	補 正 額	計	補正前の額	補 正 額	計
収益的収支	1,879,000		1,879,000	1,790,000	2,300	1,792,300
資本的収支	2,071,000		2,071,000	2,816,000	1,980	2,817,980
計	3,950,000		3,950,000	4,606,000	4,280	4,610,280

9 令和7年度栃木県施設管理事業会計補正予算（第1号）

今回の補正予算は、給与改定による職員給与費の増に伴うものであり、その内容は次のとおりである。

(単位 千円)

区分	収 入			支 出		
	補正前の額	補 正 額	計	補正前の額	補 正 額	計
収益的収支	481,000	5,750	486,750	440,000	6,060	446,060
資本的収支	19,000		19,000	109,000		109,000
計	500,000	5,750	505,750	549,000	6,060	555,060

(財政課)

栃木県告示第533号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第54条の2第4項において準用する生活保護法第50条の2の規定により指定介護機関の名称等を次のとおり変更した旨の届出があったので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和7(2025)年12月23日

栃木県知事 福田富一

1 居宅介護事業者

変更年月日	居宅介護事業者		居宅介護事業所		居宅介護の種類
	名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	

令和7 (2025)年 12月1日	株式会社ASCare (アサヒサンク リーン株式会社)	静岡県静岡市葵区 本通10-8-1	アスケア訪問入浴 小山 (アサヒサンク リーン在宅介護セ ンター小山)	小山市城東1-2- 28 北棟1階	訪問入浴介 護
-------------------------	-----------------------------------	----------------------	---	----------------------	------------

(注) 表中の()内は変更前のもの

2 介護予防事業者

変更 年月日	介護予防事業者		介護予防事業所		介護予防の種類
	名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
令和7 (2025)年 12月1日	株式会社ASCare (アサヒサンク リーン株式会社)	静岡県静岡市葵区 本通10-8-1	アスケア訪問入浴 小山 (アサヒサンク リーン在宅介護セ ンター小山)	小山市城東1-2- 28 北棟1階	介護予防訪 問入浴介護

(注) 表中の()内は変更前のもの

栃木県告示第534号

次の指定医療機関から、生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第50条の2の規定により指定医療機関の事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和7(2025)年12月23日

栃木県知事 福田富一

病院、診療所又は薬局

廃止年月日	名称	所在地
令和7(2025)年1月13日	医療法人翼望会長島医院歯科	佐野市葛生東1-10-27
令和7(2025)年9月20日	亀山クリニック	真岡市亀山1-31-2
令和7(2025)年9月30日	プラザ薬局 真岡店	真岡市下高間木1-13-8
令和7(2025)年9月30日	れもん在宅クリニック	下野市祇園1-13-2 タカヤマビル2F
令和7(2025)年9月30日	小関歯科医院	栃木市大平町富田1621-2
令和7(2025)年9月30日	あゆみ薬局	栃木市今泉町1-5-11
令和7(2025)年9月30日	大沢調剤薬局 本町店	栃木市本町16-6
令和7(2025)年9月30日	大沢調剤薬局 万町店	栃木市万町18-1
令和7(2025)年9月30日	大沢調剤薬局 駅南店	栃木市沼和田町10-15
令和7(2025)年9月30日	大沢調剤薬局 西支店	栃木市片柳町1-3-5
令和7(2025)年9月30日	大沢調剤薬局 神田町店	栃木市神田町21-17
令和7(2025)年9月30日	大沢調剤薬局 片柳店	栃木市片柳町1-6-35
令和7(2025)年9月30日	大沢調剤薬局 大平店	栃木市大平町新1540-183

令和7(2025)年9月30日	大沢調剤薬局 薬部店	栃木市薬部町1-1-4
令和7(2025)年9月30日	大沢調剤薬局 日ノ出町店	栃木市日ノ出町9-10

(保健福祉課)

栃木県告示第535号

次の森林を保安林予定森林にしたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

令和7(2025)年12月23日

栃木県知事 福田富一

1 保安林予定森林の所在場所

宇都宮市徳次郎町字牛沢3238、字山越入3475

2 指定の目的

干害の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び宇都宮市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林整備課)

栃木県告示第536号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）第7条第5項の規定により特定農業用ため池の指定を解除したので、同条第3項の規定により次のとおり公示する。

令和7(2025)年12月23日

栃木県知事 福田富一

ため池の名称	所在地	解除年月日	備考
泰五郎溜	宇都宮市飯山町字泰五郎	令和7(2025)年12月9日	
高松赤坂溜	宇都宮市高松町字天ヶ沢	令和7(2025)年12月9日	
飛倉溜	那須町大字下芦野	令和7(2025)年12月9日	

(農地整備課)

栃木県告示第537号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和7(2025)年12月23日から令和8(2026)年1月21日まで一般の縦覧に供する。

令和7(2025)年12月23日

栃木県知事 福田富一

I

道路の種類 県道

路線名 主要地方道 鹿沼足尾線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区間	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
15	前	鹿沼市塩山町字山越1187-2 から 鹿沼市塩山町字下原1092-2 まで	15.0 ~ 16.5	166.8	
	後	鹿沼市塩山町字山越1187-2 から 鹿沼市塩山町字下原1092-2 まで	16.3 ~ 23.7	166.8	

II

道路の種類 県道

路線名 一般県道 上日向山越線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区間	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
241	前	鹿沼市酒野谷字広田150-1 から 鹿沼市塩山町字台畠1120-2 まで	7.5 ~ 10.1	1385.4	
	後	鹿沼市酒野谷字広田150-1 から 鹿沼市塩山町字台畠1120-2 まで	10.9 ~ 20.5	1385.4	

(道路保全課)

選挙管理委員会

栃木県選挙管理委員会告示第58号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

令和7(2025)年12月23日

栃木県選挙管理委員会委員長 金田尊男

(国会議員関係政治団体に該当しない政党の支部)

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
自由民主党栃木県矢板市第三支部	青木 克明	河野 孝司	栃木県矢板市木幡1329-9	○	令和7(2025)年11月7日

(国会議員関係政治団体に該当しない政党以外の政治団体)

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
明るい市貝町を考える会	小塙 齊	大掛 泰	栃木県芳賀郡市貝町赤羽4816-5	令和7(2025)年10月17日
新たな那須町をつくる会	三森 規雄	栄田 良保	栃木県那須郡那須町伊王野2889-1	令和7(2025)年12月4日
梅山としやす後援会	梅山 敏康	梅山 長夫	栃木県下野市下長田275-1	令和7(2025)年10月3日
鈴木しげるとつくる那珂川町の会	小川 正典	福田 浩二	栃木県那須郡那珂川町松野1414	令和7(2025)年9月22日

永島まさる後援会	永島 勝	永島 芳美	栃木県栃木市岩舟町静和1683-2	令和7(2025)年10月1日
ながやま広美後援会	永山 廣美	永山 昌子	栃木県芳賀郡市貝町市塙2010	令和7(2025)年10月27日
原口真一後援会	坂田 駿	原口 佐登子	栃木県日光市土沢353-7	令和7(2025)年11月28日
宮本陽介後援会	宮本 陽介	宮本 奈津子	栃木県栃木市都賀町平川531-8	令和7(2025)年12月5日
矢野伸之右後援会	五月女 雄一	矢野 亜希子	栃木県下野市下古山3003-19	令和7(2025)年10月6日

栃木県選挙管理委員会告示第59号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

令和7(2025)年12月23日

栃木県選挙管理委員会委員長 金 田 尊 男

(政党の支部)

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
公明党栃木第五総支部	菅原 達	主たる事務所の所在地	栃木県佐野市堀米町110-5	栃木県栃木市柳橋町12-22	令和7(2025)年10月12日
		代表者の氏名	菅原 達	古沢 ちい子	
参政党栃木第2支部	森本 洋	主たる事務所の所在地	栃木県鹿沼市睦町2008-7	栃木県日光市吉沢250	令和7(2025)年10月1日
		代表者の氏名	森本 洋	小野 具子	
社会民主党栃木県第五区支部連合	野口 和男	主たる事務所の所在地	栃木県栃木市都賀町木2031-6	栃木県栃木市川原田町1654-9	令和7(2025)年11月2日
		代表者の氏名	野口 和男	瀬島 昌平	
自由民主党栃木県北自動車教習所支部	亀谷 弘之	代表者の氏名	亀谷 弘之	加藤 好一	令和7(2025)年9月30日
自由民主党壬生町支部	玉田 秀夫	代表者の氏名	玉田 秀夫	赤羽根 信行	令和7(2025)年10月15日
栃木維新の会	井上 英孝	代表者の氏名	井上 英孝	中司 宏	令和7(2025)年9月16日
		会計責任者の氏名	石川 京樹	小林 勇治	令和7(2025)年11月14日
立憲民主党栃木県第1区総支部	小池 篤史	主たる事務所の所在地	栃木県宇都宮市元今泉5-1-1	栃木県宇都宮市桜2-1-30	令和7(2025)年10月14日
		代表者の氏名	小池 篤史	福田 昭夫	

(政党以外の政治団体)

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
あすなろ栃木	荒川 和希	会計責任者の氏名	伊藤 聰	荒川 和希	令和7(2025)年3月30日
いのせ朱美後援会	猪瀬 朱美	会計責任者の氏名	猪瀬 遥大	荒井 久美子	令和7(2025)年11月6日
馬上剛後援会	馬上 剛	主たる事務所の所在地	栃木県宇都宮市馬場通り1-1-1	栃木県宇都宮市馬場通り3-1-10	令和7(2025)年9月17日
亀井崇幸後援会	亀井 文偉	代表者の氏名	亀井 文偉	亀井 鎮雄	令和7(2025)年9月30日
		会計責任者の氏名	亀井 舜徳	亀井 文偉	
かるべ修後援会	永山 廣美	主たる事務所の所在地	栃木県芳賀郡市貝町文谷862-1	栃木県芳賀郡市貝町文谷575	令和7(2025)年9月10日
小山田のりゆき後援会	橋本 光生	代表者の氏名	橋本 光生	小山田 典之	令和7(2025)年12月1日
さいとう淳一郎後援会	三好 良重	会計責任者の氏名	岡本 佳史	阿久津 久富	令和7(2025)年9月8日
栃木県医師連盟宇都宮支部	松本 国彦	会計責任者の氏名	天谷 健二	渡辺 洋伸	令和7(2025)年6月27日
栃木県珠算普及政治連盟	河原 伊佐雄	会計責任者の氏名	今野 勇一	永見 行男	令和7(2025)年12月3日
栃木県障害福祉振興連盟	内藤 良弘	代表者の氏名	内藤 良弘	山中 徹弥	令和7(2025)年4月23日
栃木県商工青年政治連盟	高根沢 大地	主たる事務所の所在地	栃木県那須塩原市北和田573-3	栃木県下都賀郡壬生町安塚1008-1	令和7(2025)年5月8日
		代表者の氏名	高根沢 大地	小林 信作	
		会計責任者の氏名	高根沢 大地	小林 信作	
馬響会	馬上 剛	主たる事務所の所在地	栃木県宇都宮市馬場通り1-1-1	栃木県宇都宮市馬場通り3-1-10	令和7(2025)年9月17日

益子すみえ後援会	益子 和弘	主たる事務所の所在地	栃木県那須郡那珂川町馬頭 1519-3	栃木県那須郡那珂川町馬頭 2558-55	令和7 (2025)年 9月16日
		代表者の氏名	益子 和弘	益子 敦	
		会計責任者の氏名	益子 敦	益子 純恵	
森島たけよし後援会	遠藤 忠	代表者の氏名	遠藤 忠	森島 武芳	令和6 (2024)年 2月4日
		会計責任者の氏名	渡邊 栄之	森島 菜々	
矢板未来の会	石塚 友章	会計責任者の氏名	岡本 佳史	斎藤 里子	令和7 (2025)年 9月8日

栃木県選挙管理委員会告示第60号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

令和7(2025)年12月23日

栃木県選挙管理委員会委員長 金 田 尊 男

(政党の支部)

政治団体の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日
立憲民主党栃木県参議院選挙区第1総支部	板津 由華	栃木県宇都宮市桜2-1-30	令和7(2025)年 11月10日

(政党以外の政治団体)

政治団体の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日
飯田しんや後援会	飯田 真平	栃木県那須塩原市豊浦2-92	令和7(2025)年 8月31日
石坂真一後援会	篠原 泉	栃木県真岡市台町13-4	令和7(2025)年 10月13日
入野正明後援会	高徳 義男	栃木県芳賀郡市貝町赤羽2708	令和7(2025)年 10月17日
坂入ただふみ後援会	新里 信行	栃木県佐野市相生町2833-3	令和7(2025)年 11月22日
鈴木しげるとつくる那珂川町の会	小川 正典	栃木県那須郡那珂川町松野1414	令和7(2025)年 11月5日
春山としあき後援会	春山 敏明	栃木県佐野市赤坂町65-4	令和7(2025)年 10月24日
ひがなつみ栃木県後援会	大野 克夫	栃木県宇都宮市一の沢2-2-5	令和7(2025)年 11月28日
福島泰夫後援会	福島 泰夫	栃木県那須郡那珂川町芳井875	令和7(2025)年 11月5日
もおかの飛躍を目指す会	須崎 司	栃木県真岡市台町13-4	令和6(2024)年 12月31日

森島たけよし政策研究会	森島 武芳	栃木県矢板市上町1461-23	令和6(2024)年12月31日
矢板維新の会	小林 勇治	栃木県矢板市安沢1345	令和7(2025)年9月12日

栃木県選挙管理委員会告示第61号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定による資金管理団体の指定の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和7(2025)年12月23日

栃木県選挙管理委員会委員長 金 田 尊 男

届出者(代表者の氏名)	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
宮本 陽介	栃木市議会議員	宮本陽介後援会	栃木県栃木市都賀町平川531-8	令和7(2025)年12月3日

栃木県選挙管理委員会告示第62号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第3号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和7(2025)年12月23日

栃木県選挙管理委員会委員長 金 田 尊 男

届出者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
馬上 剛	馬上剛後援会	主たる事務所の所在地	栃木県宇都宮市馬場通り1-1-1	栃木県宇都宮市馬場通り3-1-10	令和7(2025)年9月17日

栃木県選挙管理委員会告示第63号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第2号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和7(2025)年12月23日

栃木県選挙管理委員会委員長 金 田 尊 男

法第19条第3項第2号による届出

届出者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
春山 敏明	春山としあき後援会	令和7(2025)年10月24日

調達等公告

○技術提案書の提出に関する公告（特定調達公告）

次のとおり技術提案書の提出を招請するので公告する。

令和7(2025)年12月23日

栃木県知事 福 田 富 一

1 業務概要

(1) 業務名

栃木県設計積算システム構築業務

(2) 業務内容

実施要領等による。

(3) 履行期間

契約締結の日から令和9(2027)年3月31日(水)まで

(4) 提案上限額

187,764,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

2 参加表明書の提出者に要求される資格

次に掲げる要件を全て満たしていること。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しない者であること。

(2) 競争入札参加資格等(平成8年栃木県告示第105号)に基づき、「N2情報関連サービス」の入札参加資格を有するものと決定された者であること。なお、資格を有していない者は、技術提案書の提出期限までに当該資格を取得すること。

(3) 本プロポーザルの公告日から契約の相手方の決定日までの間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領(平成22(2010)年3月12日付け会計第129号)に基づく指名停止期間中でない者であること。

(4) 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て、又は破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。

(5) 栃木県暴力団排除条例(平成22年栃木県条例第30号)第2条第1号又は同条第4号の規定に該当しない者であること。

(6) 配置予定技術者の実績は以下に示される「同種又は類似業務」について、平成27年(2015)年度以降に完了した業務において、1件以上の実績を有さなければならない。

(7) 配置予定技術者の当該部門従事期間は以下に示される「同種又は類似業務」に従事した期間が1年以上でなければならない。

【同種又は類似業務】

ア 業務主任技術者

同種業務：国、特殊法人等、都道府県が発注した積算システムの構築業務

類似業務：国、特殊法人等、都道府県が発注した積算システムの運用保守業務

イ 担当技術者

同種業務：国、特殊法人等、都道府県が発注した積算システムの構築業務

類似業務：国、特殊法人等、都道府県が発注した積算システムの運用保守業務

担当技術者が複数の場合には、各担当技術者がそれぞれ担当する業務内容に対応する実績を有していればよい。

3 技術提案書の提出者を選定するための基準

参加表明書を提出した者の中から、次の選定基準(1)に基づき、技術提案書を提出することができる者として5者を選定する。なお、選定対象となる最下位順位で同評価の者が複数存在し5者を超える場合は、選定基準(2)に基づき、5者を選定する。選定基準(2)においても同評価の者が複数存在する場合は同評価の者全てを選定することとする。

(1) 配置予定技術者の経験及び能力

(2) 事務所の体制(技術者)：同種又は類似業務の従事期間が1年以上の技術者数

4 技術提案書を特定するための評価基準

技術提案書の評価項目、判断基準は、以下のとおりである。

(1) 配置予定技術者の経験及び能力

(2) 実施方針・実施フロー・工程表

(3) 特定テーマに対する技術提案

(4) その他

5 手続等

(1) 担当部局

〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号
栃木県県土整備部技術管理課企画情報・建設DX担当

電話 028-623-2405 FAX 028-623-2392 電子メール kensa@pref.tochigi.lg.jp

(2) 実施要領等の交付期間及び交付場所

ア 交付期間

令和7(2025)年12月23日(火)から令和8(2026)年1月26日(月)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後4時まで。

イ 交付場所

(1)の場所において交付するほか、栃木県ホームページに掲載する。

(3) 参加表明書の提出方法、提出場所及び提出期限

ア 提出方法

本プロポーザルへの参加を希望する者は、実施要領等に基づき参加表明書を作成し、電子メール、持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。

イ 提出場所

(1)の場所に提出すること。

ウ 提出期限

令和8(2026)年1月26日(月)午後4時必着

(4) 技術提案書の提出方法、提出場所及び提出期限

ア 提出方法

技術提案書の提出依頼を受けた者は、実施要領等に基づき技術提案書を作成し、電子メール、持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。持参、郵送の場合は、併せて電子データ一式を電子メールにより送付すること。

イ 提出場所

(1)の場所に提出すること。

ウ 提出期限

令和8(2026)年3月9日(月)午後4時必着

6 その他

(1) 書類の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位に限る。

(2) 契約書の作成を要する。

なお、本契約は、立会人型電子契約サービスを利用した電子契約(契約書を電子データで作成し、押印に代わる電子署名と電磁的記録が改変されていないことが確認できるタイムスタンプを付与するもの)による締結を可とする(受注者が電子契約に同意しない場合は、紙の契約書により締結する)。

締結には、発注者が指定した電子契約事業者の立会人型電子契約サービスを利用し、受注者は利用に係る費用負担が生じないものとする。なお、受注者は、契約締結に利用するメールアドレスを用意する必要がある。

(3) 令和8(2026)年栃木県一般会計予算が原案通り成立しなかった場合には、このプロポーザルの変更等を行うことがある。

(4) 詳細は、実施要領等による。

7 Summary

(1) Subject matter of the contract:

Construction of next-generation Estimation System

(2) Deadline for submission of application documents:

4:00 p.m., January 26, 2026

(3) Deadline for submission of proposal documents:

4:00 p.m., March 9, 2026

- (4) Information is available at:

Plan information and construction DX charge,
Technical Affairs Management Division,
Department of Land Development
1-1-20 Hanawada, Utsunomiya, Tochigi 320-8501
TEL 028-623-2405
FAX 028-623-2392
E-mail kensa@pref.tochigi.lg.jp

(技術管理課)

○入札公告（特定調達公告）

次のとおり一般競争入札に付する。

令和7(2025)年12月23日

栃木県産業技術センター所長 星野 弘光

1 入札に付する事項

- (1) 購入等件名及び数量 栃木県産業技術センター等で使用する電力

予定使用電力量 2,138,000kWh

- (2) 購入物品の特質等 入札説明書による。

- (3) 納入期間 令和8(2026)年4月1日(水)から令和9(2027)年3月31日(水)まで

- (4) 納入場所 栃木県産業技術センター等(詳細は、入札説明書による。)

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しない者であること。

- (2) 競争入札参加者資格等(平成8年栃木県告示第105号)に基づき、大分類「Pその他のサービス」、小分類「6その他」の入札参加資格を有するものと決定された者であること。

- (3) 入札参加申請日から開札日において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領(平成22(2010)年3月12日付け会計第129号)に基づく指名停止期間中でない者であること。

- (4) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定に基づき小売電気事業者として登録を受けている者であること。

- (5) 1の(1)の入札において落札決定後、供給期間の始期までに関東管内的一般送配電事業者が定める託送供給等約款に基づき、接続供給契約を締結する者であること。

- (6) 電源構成及び二酸化炭素排出係数を開示している者であること。

- (7) (6)の開示方法を明示し、かつ、二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件における合計点数が70点以上の者であること。なお、当該配点については入札説明書による。

3 入札の手続等

- (1) 契約に関する事務を担当する公所等の名称等

〒321-3226 栃木県宇都宮市ゆいの杜1丁目5番20号 栃木県産業技術センター 管理部
電話028-670-3395

- (2) 入札説明書の交付期間、交付場所及び交付方法

令和7(2025)年12月23日(火)から令和8(2026)年1月20日(火)まで入札情報システム上で公開する。

なお、来庁による交付の場合は、同期間(土曜日、日曜日、祝日、令和7(2025)年12月29日(月)、同月30日(火)、同月31日(水)及び令和8(2026)年1月2日(金)を除く。)の午前9時から午後5時まで(1)の場所において交付する。

- (3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札書の提出期限、提出場所及び提出方法

令和8(2026)年2月2日(月)午後4時までに、電子入札システムにより提出すること。ただし、紙による入札参加の承諾を得た者(以下「紙入札者」という。)にあっては、(1)の場所に、郵送(書留

郵便)により提出すること。郵送が困難な場合は持参も可とする。

イ 開札の日時及び場所 令和8(2026)年2月3日(火)午前10時 栃木県産業技術センター 管理部

(4) 入札方法 1の(1)の件名で総価で入札に付する。

(5) 入札書の記載方法等

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とし、落札価格に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある場合には、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札者に要求される事項

ア この入札に参加を希望する者は、2の(4)に該当する者であることを証する書面、競争参加資格確認申請書、入札説明書に添付した入札参加資格確認書(様式第2号)を令和8(2026)年1月20日(火)午後5時までに電子入札システムにより提出し、審査を受けなければならない。なお、添付書類の容量が3MBを超える場合又は提出する書類の特性上電子化できない書類が含まれている場合には、電子入札システムで栃木県物品等電子調達運用基準(令和3(2021)年3月26日付け会管第461号)に定める提出書類通知書(様式2)を提出することにより、当該添付書類の郵送(書留郵便)又は持参による提出を認めるものとする。ただし、提出書類の一式を郵送又は持参するものとし、電子入札システムによる提出との分割は認めないものとする。

イ 提出書類の作成及び提出に係る費用は、入札参加希望者の負担とする。

なお、提出された書類等については、返却しない。

(4) 審査

ア 入札参加希望者が提出した競争参加資格確認申請書について審査し、その結果は、電子入札システムにより、令和8(2026)年1月27日(火)までに入札参加希望者に伝えるものとする。

イ 入札参加資格の確認の結果、入札参加を可とした入札者が提出した入札書のみを落札決定の対象とする。

(5) 質疑及びその回答について

ア 仕様書等に対する質問がある場合には、入札に関する質問書(質問書様式)により、令和8(2026)年1月20日(火)午後5時までに電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札者は、メール(郵送)により提出する。

イ 質問の内容及び回答は、令和8(2026)年1月27日(火)までに電子入札システム上で公開する。

(6) 入札の無効

2の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、栃木県財務規則(平成7年栃木県規則第12号)第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書、栃木県物品等電子調達実施要領(令和3(2021)年3月26日付け会管第460号)第19条に掲げる入札書及び紙入札者の入札書で、提出期限までに指定した場所に到着しない入札書は、無効とする。

(7) 落札者の決定方法

ア (4)の審査により落札決定の対象となった入札書を提出した入札者であって、栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

イ 落札となるべき同価の入札を行った者が2人以上あるときは、電子くじにより、落札者を決定するものとする。

(8) 契約書の作成の要否 要

なお、本契約は、立会人型電子契約サービスを利用した電子契約(契約書を電子データで作成し、押印に代わる電子署名と電磁的記録が改変されていないことが確認できるタイムスタンプを付与するもの)に

による締結を可とする（受注者が電子契約に同意しない場合は、紙の契約書により締結する）。

締結には、発注者が指定した電子契約事業者の立会人型電子契約サービスを利用し、受注者は利用に係る費用負担が生じないものとする。なお、受注者は、契約締結に利用するメールアドレスを用意する必要がある。

(9) 紙による入札参加承諾等の基準

栃木県物品等電子調達実施要領及び栃木県物品等電子調達運用基準の定めによる。

(10) その他

ア 入札の変更等 令和8(2026)年度栃木県一般会計予算が原案どおり成立しなかった場合には、この入札の変更等を行うことがある。

イ 詳細は、入札説明書によるほか、電子調達に関し必要な事項は、栃木県物品等電子調達実施要領及び栃木県物品等電子調達運用基準の定めによるところによる。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Electric power for the Industrial Technology Center of Tochigi Prefecture

Estimated amount of electric power to be used 2,138,000kWh

(2) Time limit for tender:

4:00p.m., February 2, 2026

(3) Information is available at:

Management Division,

Industrial Technology Center of Tochigi Prefecture

1-5-20, Yuinomori, Utsunomiya, Tochigi

321-3226

TEL 028-670-3395

(工業振興課)

○入札公告（特定調達公告）

次のとおり一般競争入札に付する。

令和7(2025)年12月23日

栃木県知事 福田 富一

1 入札に付する事項

(1) 購入物品等の件名及び数量 栃木県立宇都宮高等学校外72校で使用する電気
予定使用電力量 21,316,000kWh

(2) 購入物品等の特質等 詳細は入札説明書による。

(3) 納入期間 令和8(2026)年4月1日(水)から令和9(2027)年3月31日(水)まで

(4) 納入場所 栃木県立宇都宮高等学校外72校(78施設)

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しない者であること。

(2) 競争入札参加者資格等(平成8年栃木県告示第105号)に基づき、以下に掲げる入札参加資格を有するものと決定された者であること。

大分類「Pその他のサービス」、小分類「6その他」

(3) 入札参加申請日から開札日において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領(平成22(2010)年3月12日付け会計第129号)に基づく指名停止期間中でない者であること。

(4) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定に基づき小売電気事業者として登録を受けている者であること。

(5) 1の(1)の入札において落札決定後、供給期間の始期までに関東管内の一般送配電事業者が定める託送供給等約款に基づき、接続供給契約を締結できる者であること。

(6) 電源構成及び二酸化炭素排出係数を開示している者であること。

(7) (6)の開示方法を明示し、かつ、二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件における合計点数70点以上の者であること。なお、当該配点については入札説明書による。

3 入札の手続等

(1) 契約に関する事務を担当する課の名称等及び契約内容の縦覧場所

〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号

栃木県教育委員会事務局施設課財務担当 電話028-623-3374

(2) 入札説明書の交付期間、交付場所及び交付方法

令和7(2025)年12月23日(火)から令和8(2026)年1月14日(水)まで、入札情報システム上で公開する。

なお、来庁による交付の場合は、同期間(土曜日、日曜日、祝日、令和7(2025)年12月29日(月)から同月31日(水)及び令和8(2026)年1月2日(金)までの間を除く。)の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで、(1)の場所において交付する。

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札書及び入札内訳書の提出期限、提出場所及び提出方法

令和8(2026)年2月2日(月)午前9時から同月4日(水)午後4時までに、電子入札システムにより提出すること。ただし、紙による入札参加の承諾を得た者(以下「紙入札者」という。)にあっては、(1)の場所に、郵送(書留郵便)により同期限までに提出すること。郵送が困難な場合は持参も可とする。

イ 開札の日時及び場所

令和8(2026)年2月5日(木) 午前11時

栃木県教育委員会事務局施設課(栃木県庁南別館4階)

(4) 入札方法

1の(1)の件名で、総価で入札に付する。

(5) 入札書の記載方法等

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とし、落札価格に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある場合には、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) その他

入札に参加しようとする者は、次のとおりこの入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

ア 入札参加申請書類の提出期間、提出方法

この入札の入札参加希望者は、施設課が交付する競争参加資格確認申請書類(様式第1号及び2の(4)を証する書面)を、令和8(2026)年1月28日(水)午後4時までに、電子入札システムにより提出し、審査を受けなければならない。なお、添付書類の容量が3MBを超える場合又は提出する書類の特性上電子化できない書類が含まれている場合には、電子入札システムで栃木県物品等電子調達運用基準(令和3(2021)年3月26日付け会管第461号)に定める提出書類通知書(様式2)を提出することにより、当該添付書類の郵送(書留郵便)又は持参による提出を認めるものとする。ただし、提出書類の一式を郵送又は持参するものとし、電子入札システムによる提出との分割は認めないものとする。

イ 提出書類の作成及び提出に係る費用は、入札参加希望者の負担とする。

なお、提出された書類等については、返却しない。

ウ 確認結果の通知

入札参加希望者が提出した競争参加資格確認申請書類について審査し、その結果は、電子入札システムにより、令和8(2026)年2月2日(月)までに入札参加希望者に伝えるものとする。

4 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 質疑及びその回答について

ア 仕様書等に対する質問がある場合には、質問書様式により、令和8（2026）年1月14日（水）午後4時までに電子入札システムにより提出すること。

イ 質問の内容及び回答は、令和8（2026）年1月21日（水）までに電子入札システム上で公開する。

(4) 入札の無効

ア 2の入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 栃木県財務規則（平成7年栃木県規則第12号）第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書

エ 栃木県物品等電子調達実施要領（令和3（2021）年3月26日付け会管第460号）第19条に掲げる入札に係る入札書

オ 紙入札者の入札書で、提出期限までに指定した場所に到着しない入札書

(5) 落札者の決定方法

栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 契約書の作成の要否 要

なお、本契約は、立会人型電子契約サービスを利用した電子契約（契約書を電子データで作成し、押印に代わる電子署名と電磁的記録が改変されていないことが確認できるタイムスタンプを付与するもの）による締結を可とする（受注者が電子契約に同意しない場合は、紙の契約書により締結する）。

締結には、発注者が指定した電子契約事業者の立会人型電子契約サービスを利用し、受注者は利用に係る費用負担が生じないものとする。なお、受注者は、契約締結に利用するメールアドレスを用意する必要がある。

(7) その他

ア 最低制限価格の有無 無

イ 入札の変更等

令和8（2026）年度栃木県一般会計予算が原案どおり成立しなかった場合には、この入札の変更等を行うことがある。

ウ その他

詳細は入札説明書によるほか、電子調達に関し必要な事項は、栃木県物品等電子調達実施要領及び栃木県物品等電子調達運用基準の定めるところによる。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Electric power for the Tochigi Prefectural Utsunomiya Senior High School and other 72 senior high schools

Estimated amount of electric power to be used 21,316,000kWh

(2) Time limit for Tender:

4:00 p.m., February 4, 2026

(3) Information is available at:

Financial Affairs Section,

School Facilities Division,

Office of the Board of Education,

Tochigi prefecture

1-1-20 Hanawada, Utsunomiya, Tochigi 320-8501

TEL. 028-623-3374

(教育委員会事務局施設課)